

薬食発第〇〇〇号
平成17年〇月〇日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

眼科用レーザー光凝固装置承認基準の制定について（仮称）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく眼科用レーザー光凝固装置の製造販売承認申請（法第14条第9項（第19条の2第5項において準用する場合を含む。）に基づく変更の場合を含む。）における承認審査については、下記のとおり取扱うこととしたので、ご了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

記

1. 制定の内容

(1) 臨床試験成績に関する資料の添付の有無について

眼科用レーザー光凝固装置のうち、別添1に示す「眼科用レーザー光凝固装置承認基準」に適合するものについては、臨床試験成績に関する資料の添付を不要とするものであること。

(2) 眼科用レーザー光凝固装置の承認基準等について

眼科用レーザー光凝固装置に関する平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における承認基準として、別添1に示す「眼科用レーザー光凝固装置承認基準」を定めるものであること。

2. 承認基準等の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する眼科用レーザー光凝固装置であって、当該承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が十分なレベルにあることを示す資料が提出されれば、これに基づき審査を行うものであること。

3. 既承認品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する眼科用レーザー光凝固装置のうち、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）第2条による改正前の薬事法において承認されたものであって、法第14条第1項又は第19条の2第1項

の規定に基づく承認を受けているものとみなされたもののうち当該承認基準に適合しないものについては、当該承認基準に適合するための承認事項一部変更承認申請（以下「基準適合化一変申請」という。）を別途行う必要はないものとする。

なお、基準適合化一変申請を行わない場合であって、今後、基準適合化一変申請以外の承認事項一部変更承認申請を行う際は、平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における、承認基準なし（承認基準不適合）の取扱いとなることに留意すること。

4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

承認基準の別紙2に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、平成17年3月31日薬食機発0331012号「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」と同様の取扱いとすること。

眼科用レーザー光凝固装置承認基準（案）

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成17年厚生労働省告示第71号。以下「クラス分類告示」という。）別表第1第919号に規定する眼科用レーザー光凝固装置について、次のように基準を定め、平成17年〇月〇日から適用する。

眼科用レーザー光凝固装置基準

1. 適用範囲

クラス分類告示に規定する眼科用レーザー光凝固装置。

2. 技術基準

別紙1に適合すること。

3. 使用目的、効能又は効果

使用目的、効能又は効果は、レーザーの熱作用を利用して、眼疾患の治療、例えば、網膜・虹彩・毛様体・隅角光凝固に用いることであること。

4. 基本要件への適合性

別紙2に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するものであること。

5. その他

本基準に適合するものであっても、構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとする。

眼科用レーザー光凝固装置 承認基準

1. 適用範囲

この承認基準は、レーザーの熱作用を利用して、眼疾患の治療、例えば、網膜・虹彩・毛様体・隅角光凝固に用いる機器及びその附属品について規定する。

2. 引用規格

次に掲げる規格、基準はこの承認基準に引用することによって、本基準の一部を構成する。引用する規格、基準は常に最新版を適用する。但し、本承認基準と引用する規格、基準との間の実質的
要求事項の不整合が生じた場合、改定までの間は本承認基準の要求事項を優先して適用する。

JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的要求事項

JIS T 0601-1-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的要求事項 第1節 : 副通則 医用電気システムの安全要求事項

JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的要求事項 第2節 : 副通則 電磁両立性要求事項及び試験

JIS T 1204 : レーザ光凝固装置

JIS T 7316 : 細げき (隙) 灯顕微鏡

JIS T 7306 : 検眼鏡

JIS C 6802 : レーザ製品の安全基準

IEC 60601-1 : Medical electrical equipment - Part 1: General requirements for safety

IEC 60601-1-1 : Medical electrical equipment - Part 1-1: General requirements for safety - Collateral standard: Safety requirements for medical electrical systems

IEC 60601-1-2 : Medical electrical equipment - Part 1-2: General requirements for safety - Collateral standard: Electromagnetic compatibility - Requirements and tests

IEC 60601-2-22 : Medical electrical equipment - Part 2: Particular requirements for the safety of diagnostic and therapeutic laser equipment

IEC 60825-1 : Safety of laser products - Part 1: Equipment classification, requirements and user's guide

薬食発第〇〇〇号 平成17年〇月〇日 : 眼科用レーザー光凝固装置プローブ承認基準

3. 用語の意味 この承認基準で用いる主な用語の意味は、JIS T 0601-1、JIS T 0601-1-2、JIS C 6802によるほか、次による。

3.1 光凝固 光エネルギーの熱作用で人体組織を凝固すること。

- 3.2 デリバリシステム** レーザヘッドから照射されたレーザー光を患部へ導くための導光路を中心とする光学系。なお、この光学系には観察用光学系、照明用光学系及び照準用光学系が含まれる場合もある。
- 3.3 出力** 導光路の最終部品から出射するレーザーエネルギー、又は被照射眼の瞳孔相当位置で直径8mmの絞りを通過するレーザーエネルギー。単位はワット (W) またはミリワット (mW) とする。
- 3.4 治療光** 光凝固を起こさせるためのレーザー光。
- 3.5 照準光** 治療光が照射される部位を術者に示すための光。
- 3.6 術者保護フィルタ** レーザ光の被照射部などの反射光から、術者の眼を保護するための減光装置全般をいう。
- 3.7 リピートモード** 治療光が照射されない時間を設け、繰返し治療光を照射する動作モードで、照射と照射の間隔 (休止時間) などで繰返しの遅速を設定する。

4. 要求事項及び試験方法

- 4.1 一般事項** 適用する規格である IEC 60601-1、IEC 60601-1-1、IEC 60601-1-2、及び IEC 60825-1 については、それぞれ JIS T 0601-1、JIS T 0601-1-1、JIS T 0601-1-2、及び JIS C 6802 を用いてもよい。
- 4.2 電氣的安全性** 次に示す項目について適合すること。
- 4.2.1 医用電気機器としての安全性** IEC 60601-1、IEC 60601-1-2 に定められた該当項目に適合すること。眼科用レーザー光凝固装置プローブが含まれる場合、プローブは BF 形装着部としての要求事項に適合すること。
- 4.2.2 医用電気システムとしての安全性** 細隙灯顕微鏡又は検眼鏡がデリバリシステムとして製品に含まれる場合は、IEC 60601-1-1 に定められた該当項目に適合すること。
- 4.3 レーザ製品としての安全性** 次に示す項目について適合すること。
- 4.3.1 危険度の説明** IEC 60825-1 の 8.2 によるレーザークラスによる危険度の説明が附属文書に記載されていること。
- 4.3.2 保護筐体** IEC 60825-1 の 4.2 による。
- 4.3.3 保護筐体のセーフティインターロック** IEC 60825-1 の 4.3 による。
- 4.3.4 リモートインターロック** IEC 60825-1 の 4.4 による。
- 4.3.5 マニュアルリセット** IEC 60601-2-22 の 49.2 による。
- 4.3.6 鍵による制御** IEC 60825-1 の 4.5 による。
- 4.3.7 放射警告デバイス** IEC 60601-2-22 の 32. d)、e) による。
- 4.3.8 ビームシャッタ** IEC 60825-1 の 4.7 による。
- 4.3.9 クラスラベル** IEC 60825-1 の 5.1~5.6 による。但し、日本語表記は、JIS C 6802 の 5.1~5.6 による。
- 4.3.10 開口ラベル** IEC 60601-2-22 の 6.1 bb) による。但し、日本語表記は、JIS C 6802 の 5.7 に

よる。

4.3.11 レーザ放射に対する注意 IEC 60825-1の5.8～5.11による。但し、日本語表記は、JIS C 6802の5.8～5.11による。

4.3.12 緊急停止スイッチ IEC 60601-2-22の51.101による。

4.3.13 レディスイッチ IEC 60601-2-22の56.101による。

4.3.14 フットスイッチ IEC 60601-2-22の56.11による。

4.3.15 照準光 IEC 60601-2-22の32.f)、59.101による。

4.3.16 術者保護フィルタ 観察用光学系は、術者保護フィルタを備えていること。

4.3.17 監視及び保護機構 装置に異常が発生した場合には、異常箇所を自動的に検出し可視又は可聴警報信号を発すると同時に、レーザの外部への照射を停止すること。

備考1) 検出項目には冷却不足又は過熱、過電流（主制御回路及びレーザ光源電流）、過大レーザ出力又はレーザ出力制御不良、保護カバーの外れ及びビームシャッタ又は術者保護フィルタの誤動作は必ず含むこと。

（但し、一次側回路を遮断する場合には、警報の発生を要求事項としない。）

備考2) 前項に含まれない軽微な異常は、点検によって容易に検出可能又は発生時に警報を発する構造であればよい。

4.4 表示 目視により検査を行ったとき、次の項目の情報が明瞭に表示されていること。

4.4.1 銘板表示 機器の安全で見やすいところに、次の事項を銘板によって表示すること。銘板は容易に消去されたり、紛失するおそれがないこと。

- (1) 製造販売業者名及び所在地
- (2) 製品の名称、型式名称及び製造番号
- (3) 高度管理医療機器、特定保守管理医療機器であること
- (4) 承認番号
- (5) 定格電源周波数 (Hz) 及び定格電源電圧 (V)
- (6) 電源入力 (A, VAまたはW)
- (7) 電撃に対する保護の形式 (クラスⅡに該当する場合図記号を表示)
- (8) IEC 60601-2-22の6に記載された要求事項のうち、機器又は機器の外側の表示で上記以外のものについては、銘板に記載できる場合は銘板によって表示してもよい。

4.4.2 外部、内部の表示 本体の外部、内部には次の事項を表示すること。

- (1) IEC 60601-2-22の6に記載された要求事項のうち、4.4.1に含まれないもので適用となる事項については、各要求事項に従う。
- (2) IEC 60601-1-2の6.1.201に記載された要求事項のうち、該当する項目については規定に従い表示する。

4.5 附属文書 目視により検査を行ったとき、次に示す項目に適合すること。

- (1) 装置に、添付文書および取扱説明書を添付すること。
- (2) 添付文書は、平成17年3月10日薬食発第0310003号別添「医療機器の添付文書の記載要領」に基づき記載すること。

(3) 取扱説明書には、取扱説明、技術説明、使用者が照会できる製造販売業者の名称及び所在地を記載すること。また、IEC 60601-2-22の6.8 およびIEC60601-1-2の6.8.201 に記載された要求事項のうち、該当する項目についても記載する。

(4) 装置に添付する添付文書または取扱説明書には、IEC 60825-1の6、10の内容についても十分反映すること。更に、「医用電気機器の添付文書に記載すべき使用上の注意事項について」（昭和47年6月1日薬発第495号）も記載すること。

4.6 性能 次に示す項目について適合すること。

4.6.1 一般事項

試験条件についてはIEC 60601-1の規定に従うこと。

なお、評価に使用する測定器は適正に校正されたものであること。

4.6.2 レーザ発振動作 連続波 (CW) とする。

4.6.3 レーザ発振波長 下表の範囲を超えないものとする。

治療光の波長 (主波長)	488nm、514nm、521nm、531nm、532nm、561nm、 568nm、575～680nm、788～828nm
照準光の波長	450～700nm

なお、発振波長、発生素子、レーザ媒質、発振方式を明記すること。

4.6.4 出力と安定性 下表の範囲を超えないものとし、次の各項目の内容に適合すること。((1), (2)については製品に含まれるデリバリシステムごとに確認すること)

治療光の出力	3W以下
照準光の出力	5mW以下 (4.3.15参照)

なお、治療光の出力可変範囲を明記すること。

(1) 出力の精度は、光パワーメータで測定したとき、設定値 (W) に対する測定値が、±20%の範囲内であること。

(2) 出力の設定値 (W) と照射時間の設定値 (秒) の積で定まるエネルギー値 (J) の精度は、光エネルギーメータで測定したとき、測定値が、±20%の範囲内であること。

(3) 出力の安定性の測定条件は、以下を標準とする。(装置の最高出力設定値が1000mWに満たない場合は最高出力にて実施すること。)

出力：1000mW、照射時間：0.2秒、照射回数：500回

500回照射の前後で (1) または (2) の方法で出力を測定したとき、設定値に対する測定値の変動量が±20%の範囲内であること。

4.6.5 最大エネルギー密度及び最大パワー密度 最大エネルギー密度及び最大パワー密度が最も高くなる条件でのパワー密度 (W/cm²) を明記すること。

4.6.6 照射時間 (凝固時間) 及びリピートモード 出力の立ち上がりから立ち下がりまでのうち、平均出力の50%を超えている時間を測定する。設定値に対する測定値が、±10%の範囲内であること。但し、0.1秒未満の場合は、±50%の範囲内であること。また、リピートモードが備えられている場合、その休止時間は、出力の立ち下がりから立ち上がりまでのうち、平均出力の50%を下回っている時間を測定する。設定値に対する測定値が、±10%の範囲内であること。但し、0.1秒未満の場合は、±50%の範囲内であること。

なお、時間の可変範囲を明記すること。

4.6.7 照射範囲（スポットサイズ） エネルギー密度が最大エネルギー密度の13.5%を超える範囲の寸法を測定する。設定値に対する測定値が、±20%の範囲内であること。但し、直径100 μ m未満の場合は、±50%の範囲内であること。なお、測定には走査式測定器を使用するのを原則とするが、実用上で支障がければ他の測定器でもよい。

なお、照射範囲の可変範囲を明記すること。

4.6.8 観察用光学系 細隙灯顕微鏡を含むデリバリシステムの場合の光学性能は、JIS T 7316に従い評価すること。また、検眼鏡を含むデリバリシステムの場合の光学性能は、JIS T 7306に従い評価すること。

4.6.9 照準光と治療光の同心性 観察用光学系の焦点位置でのレーザ光光軸と垂直な平面上で測定したとき、照準光と治療光の照射範囲の中心の距離は、大きい方の照射範囲直径の50%を越えず、かつ照準光の照射範囲の直径は治療光の照射範囲の直径の1.5倍を越えないこと。（製品に含まれるデリバリシステムごとに確認すること）なお、測定には走査式測定器を使用するのを原則とするが、実用上で支障がければ他の測定器でもよい。

4.6.10 ビームシャッター 次の各項目に該当するビームシャッターが設けられている場合は、ビームシャッターの材質と強度は次の内容に適合すること。

- (1) レーザ光の放射口に、意図しないレーザ光の装置外への放射を防止するためにビームシャッターが設けられている場合は、1万回の開閉試験を実施した後もレーザ光の透過を認めず、動作に異常が生じないこと。
- (2) 観察用光学系を持つデリバリシステムに可動式の術者保護フィルタが設けられている場合は、1万回の開閉試験を実施した後もレーザの透過率に変化はなく、動作に異常が生じないこと。
- (3) ビームシャッターの動作や機構に不良が生じた時は、電源投入時や照射スイッチを入れてもレーザの発振や射出があってはならない。また、この不良に関しては、装置に備え付けられた表示器により術者に知らされ故障箇所が明らかにされねばならない。

4.6.11 デリバリシステム デリバリシステムに、照射範囲、観察用光学系、照準光、術者保護フィルタの機能が備えられている場合、それぞれの性能要求（4.6.4、4.6.5、4.6.7、4.6.8、4.6.9、4.6.10）を満たし、患部の観察が容易であることを目視により確認する。

4.6.12 その他 上記以外の項目で、品目仕様欄中に仕様として設定されているものについては、必ず性能を担保するための規格設定を行うこと。

4.7 眼科用レーザ光凝固装置プローブ デリバリシステムに眼科用レーザ光凝固装置プローブが含まれる場合、眼科用レーザ光凝固装置プローブ承認基準（薬食発第〇〇〇号 平成17年〇月〇日）に従い評価すること。